

令和6年度第2回文化財調査委員会議 会議録

- 1 会議名 令和6年度第2回文化財調査委員会議
- 2 開催日時 令和7年3月25日（火） 午後1時30分から午後3時30分まで
- 3 開催場所 花泉支所 4階東大会議室
- 4 出席者
 - (1) 委員 工藤武委員、大島晃一委員、千葉信胤委員、菊池薫委員、
佐々木繁喜委員、山川純一委員、佐野修弘副委員長、及川雅晴委員、
菅原良太委員、山崎司朗委員、千葉栄一委員、海野哲彦委員、
八巻徹委員長
 - ※欠席者 西幸子委員、千葉浩委員、金野壮委員
 - (2) 事務局 時枝直樹教育長、千葉せつ子教育次長、氏家克典副参事兼文化財課長、
金野修文化財課長補佐兼文化財係長、菅原孝明文化財学芸主査、
畠山篤雄文化財課文化財調査研究員、東資子文化財課文化財調査研究員、
千葉孝弥文化財課文化財調査研究員、
菅原わかな文化財課文化財調査研究員
- 5 議題
 - (1) 令和6年度文化財保護事業の実施状況について
 - (2) 令和7年度文化財保護行政の方針及び事業計画等について
- 6 公開、非公開の別 公開
- 7 傍聴者 なし
- 8 時枝直樹教育長挨拶

本日はご多用のところ第2回文化財調査委員会議にご出席いただきましてありがとうございます。文化財調査委員の皆様には、日頃より様々な場で当市の文化財保護行政へのご提言や文化財の調査などのご協力をいただき、感謝しております。

本日は令和6年度事業の事業実績についての報告と、令和7年度の文化財保護行政の方針と事業計画について審議をしていただきたいと思いますと思い開催しております。

令和6年度の主な事業の実施状況としましては、昨年8月1日に第1回文化財調査委員会議を開催させていただきましたが、その時に無形民俗文化財の「ご天王さまの獅子舞」と「古内神楽」を市の指定文化財として諮問をいたしまして、皆様に協議いただき、指定をさせていただいたところであります。また、民俗芸能映像記録保存事業といたしまして二つの「峠山伏神楽」、「金沢八幡神社大名行列」を芸能保存団体として保存事業を実施しております。また、国の重要文化的景観に選定されております「一関本寺

の農村景観」保存計画の改定に向けまして、各種調査などの作業を進めているところがあります。また、まもなく令和7年度を迎えますが、現在の一関市の教育振興基本計画につきましては、長期的には平成28年度から令和7年度までの10年計画で作成されています。現在はその後期計画ということで、残り5年のところの計画によって進めておりますが、令和7年度はその最終年度、まとめの年度となります。施策の基本方向として「誇りと愛着を醸成する文化の継承」を掲げ各種事業を展開しております。令和7年度からは、令和8年度から令和17年度までの向こう10年間の新しい教育振興基本計画の策定作業が始まりますが、現状把握を行いながら、課題を整理して今後の事業の方向性を検討して参りたいと考えているところであります。

なお、この文化財調査委員の皆様様の2年の任期がこの3月31日をもって満了を予定しておりますが、委員の中からお二人、山崎司朗委員と千葉栄一委員につきましては、今年度でご退任ということで、長い事本当にありがとうございました。

本日は皆様方からの貴重なご意見ご提言をいただきながら、できる限り本市としての文化財保護事業に反映して参りたいと思っておりますので、どうぞ本日はよろしく願いいたします。

9 審議内容

(1) 令和6年度文化財保護事業の実施状況について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 6ページの指定文化財保護事業補助金について、東山から菅公婦人の墓と二十五菩薩の絡みがあって、補助対象になった中身が何かを聞きたい。

事務局 その保存団体がその年度に実施するイベントや環境整備の費用などに対しての補助となっている。

委員 わかりました。会議資料であるが、事前に資料が配付されていれば、明日会議でどのような議題がなされるのか、事前に全部調べて来られる。当日配付されても知識がない者にとっては、ただ単に雁首を並べてここで時間を過ごすだけに過ぎない。私のように文化財が全く分からない人間が、当日に資料を見れば地元の事はわかったとしても、他はほとんどわからない。事前に資料配布がなされていれば、例えば今日出されたものも全部ネットを見ればわかるので、委員とすれば前もって資料があれば会議に臨む姿勢が違ってくる。

事務局 事務局の都合で当日にお示しした形になっているが、委員のお話のとおりだと思う。今後は事前配付に努めていきたい。

委員 埋蔵文化財の包蔵地の関係で、太陽光発電の話があった。包蔵地照会への回答というのは、太陽光パネルを設置しても良いかという話か。当市の姿勢とし

て、ここでは文化財の話になるが、国策であるから何とか許可する方向で検討するという姿勢なのか、逆に埋蔵文化財の包蔵地なので何とかして文化財や遺構を守ることを第一にして対応しているのか。後者だとは思いますが見解というか姿勢を伺っておきたい。

事務局 埋蔵文化財の関係は文化財保護法に規定があり、埋蔵文化財の所在の可能性のある場所を包蔵地というが、その包蔵地の中で掘削を伴う工事、地面を削ったり掘ったりする行為については届出が必要であるという法律の条文がある。包蔵地照会の回答とは、開発行為がある、開発行為をしたい、といった時に、その場所が包蔵地に当たるか当たらないかということをお返している。包蔵地に当たると、事前に協議をして試掘調査をしたり、あるいは工事立会したりという手続きに入っていく。包蔵地に当たっていないとなると、基本的には工事をしていても良い。工事をしている間に何か出てきた時に教育委員会に問い合わせしていただく。太陽光パネルを置きたい置きたくないということに対して回答しているのではなく、包蔵地に当たるか当たらないかを回答しているので、事業の中身について云々ということについてはこちらでは申し上げていない。

委員 包蔵地に当たった例はあるか。

事務局 いくつかある。資料に書いてある23件の発掘届出は、「包蔵地に当たっているので届出を出してください」ということである。ただ、これは届出を出してその後立ち会ったり、届出を出す前に試掘調査を行ったりしている。つまり「埋蔵文化財包蔵地照会等」の下の「開発行為や調査での発掘調査」のところの試掘調査や工事立会に当たる。更に試掘調査をして遺構や遺物が確認できれば本調査に進む。試掘調査をした結果何も出なかったとなれば、届出を出していただいた上で慎重に工事を進めてくださいという回答をして終わる。あくまでも、包蔵地の中での手続に対して教育委員会は動いているという中身になる。

委員 わかりました。包蔵地工事立会は、包蔵地だが許可が出て工事を着工したという理解でよいか。

事務局 これは包蔵地の中で現場の状況によって多少やり方が違う。例えば更地、田んぼや畑など障害物がないところについては、先ず試掘調査をさせていただきますとこちらからお願いをする。一方で例えば、住宅が既に建っているとか木が沢山生えているなど障害物があると、事前の試掘調査ができないのでそれは工事立会をする。工事に着手してもらって、着手しているときに我々が行ってその地層を確認するというのが工事立会になる。我々が確認した上で何もなければそのまま進んでくださいと話すし、そこで何か出てきたとなれば、工事を止め

ていただいてもう一回協議をしていただく流れになる。

委員 ということは、工事を差し止めたり再度検討したりすることはなかったということか。

事務局 工事を差し止めて調査をするのは本調査で、その内の1件、清水馬場城については、工事立会をした結果、遺構が確認できたということで本調査に進んだ。本調査のもう1件は試掘調査をして遺構が確認できたので本調査に進んだ。それ以外は、工事立会したが、何もなかったので工事は進んでいったということになる。

委員 わかりました。当市の場合は文化財行政の方でのチェックが順調というか非常によく働いていると今のご説明で理解できたので、是非今後とも宜しく願いしたい。

委員 民俗芸能の映像記録に関して確認させていただきたい。この記録媒体はどういうもので記録されていたのか。先般私はDVDを日なたにさらし、あっという間に見られなくなったということがあった。そういうことがないように管理されているとは思いますが、アナログがいいとその都度思う。実績でいうと100年以上の記録の実績がアナログの方はある。デジタルの方は若干歴史が浅い。取扱いの方法についても、様々雑であることもあるので心配になった。

事務局 成果品については業者委託をしており、DVD・ブルーレイディスクでの納品となっている。ただ、業者側が気を使ってハードディスクに全てのデータを入れたものを納品している。それは幸いなことだが、今後は考えていかななくてはならないと思っている。

委員 先程の説明の中で少し気になったのが、千葉胤秀の茅葺屋根の修理である。修理だけで済んでいるのだろうが、茅葺屋根の茅葺が抜けるというのは建物がぐらつき始めている証拠。そこが気になったので、いつまでも検討していて建物が持つものなのか、しっかりと調査をした方が良いのではないか。それから雨漏りしたところは腐るからその辺もしっかり調査した方が良いと思う。

事務局 この応急修繕については、説明にもあったように屋根の南面に割れ目とか裂け目ができていたので、まずはそこを埋めるということを行った。特に胤秀旧宅の場合は茅が多くて全体的に茅が下がってきている状況だということところは理解しているので、まずその状況を改善したいと思っており、これからやっていきたい。

委員 3点程伺う。まず1点目だが、埋蔵文化財の包蔵地での大規模な開発があった場合、例えば清掃センターとか工業団地の造成とか一関は抱えていると思う

が、そういったものの分布調査などは行っているか。また、その結果について教えてほしい。2点目だが、千葉胤秀旧宅の茅葺屋根の応急修繕ということで、令和6年の2月27日から2月28日に行ったのであれば、本来は令和5年度になると思うが、令和7年の間違いかどうか確認したい。もう1点、別刷りの資料だが、骨寺村荘園遺跡の5番の調査結果、拝殿神楽殿間の地山整地層黒色土整地層ということで、重なりが確認されたということだが、地山の直上に黒色土ではなくてその間に整地層が挟まっているということのようだが、黒色土の生成の時期とか、宮城県北や岩手県南では古墳時代前期くらいと言われている物もあると思うが、その黒色土がその時期のものなのかあるいはその時期ではないのか、地山と黒色土の間に挟まっている土層は古墳前期と地山の間の時期のものなのかそうではないのかお聞きしたい。

事務局 2点目の千葉胤秀旧宅の応急修繕の関係、5ページになるがここは令和7年である。訂正してお詫び申し上げる。

事務局 1点目の大規模事業の開発行為に対する調査の件であるが、分布調査をそれぞれ実施しており、大規模なものだと今話題にあがった広域行政組合による一般廃棄物の処理場の建設、それから最終処分場の整備、後は工業振興課による一関インター西地区での工業団地の造成、そういったものについて分布調査を実施している。このうち、最終処分場の整備については、事業地内に平場が確認できたので試掘調査を実施したというところだが、この3月に試掘調査を実施して、人為的な遺構ではない、ということが確認できた。他の事業については分布調査をした結果、特に人為的な地形は認められなかったという結果になっている。

事務局 骨寺村荘園遺跡の黒色土の件だが、今年度調査した拝殿神楽殿間の所見についてのご質問かと思うが、そこでの黒色土については年代がわかるものは今のところないと思う。ただ、令和4年、令和5年と拝殿神楽殿間の南側の斜面になっているところで、2年ほど続いて黒色土と同じではないかとみられる黒色土が検出されていて、そこでは古い出土物はあるが、近代あるいは現代に近い陶磁器等が混じった土であるので、近代になって造成に使われた土ではないかと考えている。ただ、その確証を得るために、来年度調査をしようと考えている。

委員 大規模開発の分布調査のことだが、平場でなければ遺構とか遺物がないということではないと思うが、その辺はどうか。

事務局 それはそうだと思う。分布調査をした結果、人為的な地形が認められなかつ

たというところである。

委員 谷地形の所に遺構、遺物があることも考えられるので、慎重な対応をお願いする。

(2) 令和7年度文化財保護行政の方針及び事業計画等について

資料に基づき事務局から説明を行った。以下、質疑応答等。

委員 まずは前から申し上げていることだが、民俗資料館の集約問題について、教育委員会としてどのようにしたいのかがわからない。長年、継続審議をしてきて、一体どういう風にしたいと思って審議されているのか教えていただきたい。

事務局 この収蔵施設については、後ろ向きな回答というわけではないが、すぐに結論が出るものではないと考えている。当初のこちらの構想としては、合併後の各地域に一つずつ核となる施設を整備できればという構想を持っており協議を進めてきたが、旧学校の校舎であるとかそちらの使用状況がなかなか進まないとか、行先をどうしたらよいかという難しい問題に直面していたので、協議が長く続いていると認識している。

委員 このままいくとまた新しい世代の方が悩むのではないか。教育委員会の職員の方がまた悩み続けられないといけない。現状の路線を続ければ、廃校舎もますます老朽化してしまって場所がない。この問題は当市だけではない。全国的な問題である。収蔵候補施設の老朽化という状況があるわけで、このまま黙って過ごしていれば無策で終わってしまう気がする。先の世代の為にも、今の教育委員会が何らかの意思を示しておく必要があるのではないか。できない、できるに関わらず、市教育委員会の考え方、それに向けて何とか頑張っていくという姿勢が示されないからいつまでも同じことを繰り返している。多分我々も10年も経てばこんなことを考えられない世代であるので、継続審議という在り方に対して、やはりここで踏ん張って切り開いていくような姿勢を示していかなければならないと思う。

事務局 民俗資料、埋文資料、そういったものをきちんと整理して活用していこうというような話は従来からいただいており、まずは目録化しようということで目録化した。そして活用する施設ということで、平成30年度に民俗資料館を整備したところである。その時の整備に合わせて事務局から申し上げたとおり、各地域に廃校舎に限らないが市の古い施設を使ってできるだけ集約していく、活用しやすくしていくというようなところが現在教育委員会として目指しているところである。ただ、昨今だいぶ少子化が進んでおり学校統合も進んでいるが、現在市の方では廃校舎の産業地利用というところが優先されており、これとの

整合からここ何年か、集約が進んでいないという状況になっている。こういった産業地利用があと何年かかるか市長部局の方で考える事なので申し上げられないが、こちらの方がある程度目途がついた後に集約を進めていきたいと考えていた。

委員 ハード面から考えても言えると思うが、奈良県の例で言うと、ハード面ができないのであればソフト面で対応、検討していこうという方向性も出てきている。例えば3次元資料とか4次元資料とか言っているが、映像等で多角的に記録を残して行ってそれをきちんと管理して後の世代に確実に伝えていくという保存の在り方までできている。この過疎の地でハード面だけ考えればいつまで経っても何ともならない。それを考えるのが教育委員会ではないか。市長部局は財政を見る。だったら教育委員会としてはこういう姿というものが考えられるということを検討されてはいかがかと思う。教育委員会の事務局だけでは大変だというのであれば、色んな関係者を集めてどうしたらよいか、あるいは市の中で改善案が出ないのであれば、全国的に広げて英知を求めていく姿勢というか、単にお金ばかり考えても絶対に何も案が浮かばないと思う。継続審議、継続検討ということですずっとやっているが埒が明かないのはそこにあるのではないかと思うので、やはりここは教育委員会が文化財の主体であるから、何か出さない限りお金も出ないし箱も出ないと思う。是非積極性を持ってお願いできればと思う。関連して、先ほどお話があったが、千葉胤秀旧宅について、差し茅をやったということだが、これを見ると60何万円かかっている。来年度、南面ということだから多分かなりの予算を使うのではないかと思う。先程のご指摘も踏まえながら言うが、今さら差し茅というのははっきり言って無駄金ではないか。根本的な問題があって屋根が崩壊している訳だから、それに差し茅してもまたすぐ同じ状態になる。それにまた何十何百万あるいは何千万とかけていくのは、無駄な気がして仕方がない。この問題についても継続審議だ。旧花泉町時代から保存の声が出てきて町民の皆さんが一生懸命努力してから、35年位経つ。その後一関市になってから市長、教育長、議会に対し、要望請願をしてから8、9年経つ。それなのに、継続審議でまた差し茅をされるというのは無策すぎないか。解決方法というのは何年も申し上げているように一つしかない。この間も申し上げたが、支持鉄骨の問題である。裏の北面から西面にかけて鉄骨で支えている。はっきり申し上げるが、あれは違法である。つまり一関市の文化財保護条例、それからその親法である国の文化財保護法では、指定文化財に対して修復や修理をする場合に現状変更の制限が定められており、保

護に対して影響が出るような修理行為をおこなってはいけない。今さらだが、ボルトで直接柱や梁に無数に穴を空けて留めている。よって現在市は、市の所有物で監督部署である教育委員会がそのまま放置しているということは違法状態を野放しにしているということ。予算はどの部局も必要だからあげてきているので不必要なものはない。そこで決めるのは優先順位である。優先順位で最上位とは言わないが上位で勘案しなければいけないのは法律であるから、法律に違反している以上は改善しなければいけない。また、土地は借地で30年間毎年支払ったとして累積でいくらになっているのか。これから何十年払い続けるかわからないが、限られる税の収入の中で使い方を見た時に釈然としないところも最近出てきてこれを継続していいのかなと思う。根本的に昨今の民俗資料館の問題ではないが、一体どこまで継続していく気なのか、委員会としてこうしたいということを言わないとこれは何ともならない。その為にはもっと英知を集めたらいいと思う。事務局だけで云々というのは、限界がある。

事務局 皆様ご存じのとおり千葉胤秀旧宅の鉄骨は、旧花泉町時代にああいった形で修復された。私共としては、やはり解体復元か一部解体復元をして、適切な形にしたいと考えている。ただそれには1億円、2億円くらいはかなり大きなお金がかかってくるということになる。そういったことをする場合には財源であるとか、お金に見合った活用方法であるかが今課題となっているところである。そういったところについては委員なども交えてこれからご相談させていただければと考えている。ただ、そういった状況の一方で胤秀旧宅の方は老朽化が進んでいる。先ほど委員の方からお話があったとおり、この間差し茅をして応急処理をしたが、やはり下地の方が痛んでいるということであったので、令和7年度には下地も含めて屋根を修繕することを考えている。基本的には一番傷みの激しい南面である。この修繕で1,200万円強の予算を計上していた。まずは、南面の修繕で建物の傷みを止めて、引き続きで大変申し訳ないが、財源は私共の方で考えなければならない問題であるが、活用についていろいろ協議させていただければと考えている。私共としては、早く進めたいという思いは同じであるが、かなり大きな予算を必要とするものなので、今は色々と案を作成して、市長部局、財政部局などと協議を進めているといった状況である。

委員 今の話の続きだが、千葉胤秀旧宅を一部解体しながら修復してまた戻すのか。1,200万円計上しているということだが、先程委員が言われたように、2度手間3度手間になって大きな財政の負担になるのではないかと危惧される。

事務局 その通りだと思う。ただ、2度手間3度手間になるということでこれ以上待

ってしまうと建物が傷んでしまうので、まずは市長部局と折り合いがついたこの屋根の修繕を今回やらせていただくということである。

委員 建物を解体してどこかに仮置きするという手法では1,200万円以下では収まらないとか、そのような試算はされているか。

事務局 継続して協議をしている中では、解体復元するためには解体したものをどこかに置いておかなければいけないが、そうすると仮の建物を作ってどこかに置いておくというような試算をしているがそれが大体1,000万円くらいかかる。解体する際に調査をして1個1個部材をチェックするのにだいたい700万円かかり、復元で1億2,000万円くらいかかる計算になっている。これは令和2年の試算なので、今資材が高騰しているためその金額ではできず、3年くらいで2億円くらいかかるのではないか。それから、半解体修理という、建物内部に鉄骨を入れることで外部の鉄骨を外すということも検討している。これもだいたい1億1,000万円から2,000万円くらいかかる。これも当時の試算になる。大体3年間でそれくらい。後は要望していただいた中で解体復元の際には発掘調査、というところも踏まえているので、3年間で2億円という試算を出しているところである。後は、来年度実施する南面の茅屋根の葺き替え、実際には傷んでいるところも含めて直すということだが、とりあえず今年の2月に応急修繕はしたが、放っておくと雨漏りが出てくるということもあり、これは至急やらなければならないという部分があるので、令和7年度には南面だけだが葺き替えはできるかなというところである。

委員 根本的なところであの建物をどう対応するかというところで、小出しにそうやっていかれるわけだが、今考えたらどう考えても無駄にしかならないから、考えられることは2つしかない。極論だが、現状で何ともできないのであれば指定解除してしまったらどうか。指定解除してしまって建物の鉄骨も全部外す、解除して解体してしまう。そして更地にしてお返しする。でなければ、建屋をつくって囲ってしまって後何十年かわからないがそのまま保留しておくとか。何ともならないならば先送りしようとはしか見えない。継続審議というのはそういうことだと思う。これは絶対後の世代がかわいそう。現在の任にある者が腹をくくって対応するしかないと思う。まだやる余地はあると思う。さっき言ったように法律を盾にとることもできると思う。それに対して何ともできないとなれば行政責任の放棄ではないか。何回も申し上げているが、この辺で継続云々というのは一区切りつけていただきたいというのが本音である。

委員 かつて昭和54年に巖美町に旧鈴木家住宅が復元されて当市の指定になった。

実はその建物は舞川の方で建物の体を成さない生活できない建物だった。どうしようもないから解体して捨てて新しい家を建てるという感じだった。その中で、江戸時代中期のこの地方を代表する典型的な建物だからなんとかならないかと。その当時は文化財担当課もなければ係もなかった時代。社会教育課が軸になりながら施設課とか一緒にやって、部材だけでも何とか残そう、残す前に設計図を改めて作り直して、いつでも解体できるようなソフト事業をそんなにお金をかけないでやった。とにかく材料を全部残したという経緯があった。そうこうしているうちに数年かけて農林サイドの事業で資料館として自然休養村管理センターという名目であの建物を再現できそうだと、教育委員会から農林課に移った人間が知恵を出してやり始め、あの建物は運良く復元された。市指定になって数年後に県指定文化財に格上げになった。あれは見た感じでは復元の最初の年に立ち会ったのだが、柱だけ、茅も何もなかった。けれども茅とかそういうものは全部近隣の農家、まだあの頃は屋根裏に差し茅用の茅を貯めておくところがあって、そういうところからかき集めてどうにか1千数百万円で再現している。物価が全然違うので話にならないかもしれないが。いずれ薄氷を踏むような感じで再現していったという経緯がある。なんとか図面をおこしたり、記録をきちんと取って使える材料を残したりしておけば、場合によってはそういう風が吹くこともあるということが1つ。それから田村町にある旧沼田家武家屋敷は、とんでもないぼろ家で、中に入って調査をした時に吐き気がするくらい酷いあばら家だった。屋根は抜け落ちているしあちこちカビは生えているし、これは絶対復元は無理だろうなと思いつつ、とにかく最後まで、埋蔵文化財の最終処理と同じような思いで記録保存をしていった。そうこうしているうちに古建築の専門家から一定の評価と協議をいただいて、復元できるかどうかは分からないが、現況の調査をやることになった。現況調査をして、最終的には市長の判断を仰いだが、どうしてもこの建物は一関市にとって大切なもの、重要なものだと思うかと個人的な意見を求められて、絶対必要と言った。そうしたら、翌年予算が付いた。それはある意味ではラッキーだったのかもしれない。ただ、私としてはその時、現状を残すのではなくて記録保存で終わりだと腹をくくっていた。そしたら復元の芽が出たと。ぎりぎりのところまで詰めてやっていけば、様々なところから意見をいただきながら再現することもあるかと思う。また、今日的には現地で様々なデータをとれる。今は点群データというバーチャルリアリティーに直結した情報を作成することができる。これはスマホの写真技術も含めて点群データを一気に何万点或いは何億点という数

値が取れて、微細な立体形状まで記録することができる。ただ、そういうものを上手く使いこなせていないというか一部の人間しか使いこなせていない状況である。一関市の場合は、その点群データを記録として使ったのは、本寺の不動窟の内部のデータ処理をした時だった。実際のところ静岡県が全県的にデータを構築しようとしている。そのようなこともこちらでできるのではないかと期待している。いずれ、そのような技術も最近は出てきているので、それこそバーチャルリアリティーで復元をして、現地で2次元コードをスマホで読み込むと出てくるとか、或いはそこでバーチャルのグラスをかければ立体的に見えるとか、様々な展開が可能性としてあるのではないかなと思う。そういう意味も含めて今こういう機会に委員さんからお話があったとおり、この辺で腹をくくってなんとか作っていかなくてはいけない時期なのではないかなと思っている。

事務局 継続審議になっている千葉胤秀旧宅も含めて、状況としては、文化財課として教育委員会として千葉胤秀住宅については、今年生誕250年を迎えるところもあり博物館では特別展ということで記念事業もやることから、そこも合わせて先ほど解体して修理するようなことも含めて何とかできないかという協議は常にしている。一方で各論的にこの文化財や骨寺村荘園遺跡のところと教育委員会、一関市で抱えている課題というのが多岐にわたっているので、全体の色々なバランスを見た時に、それが優先順位というお話が先程もあったが、文化財としてはこのようにやりたいという願いはありつつ、教育行政全体を見ていったときになかなか難しい状況がある。そういう状況があるので、関係者の方とこういう状況だからどうしたらよいかと協議をしていかなければいけないと考えているところであるが、その結果が継続審議になっている。これはなかなか難しい状況があるので、色々協議しながらも、今後もしかするとこの継続協議というのは時間がかかると思っている。そこは腹をくくるとかやる気とかではなくて全体を見ていったときに難しい状況がある。それ以上申し上げられない都合があるのだが、そういうところがあるので、関係者のなかでどのような運営がいいのかということについて本日意見をいただいたところであるので、そういう協議をしながら一緒に考えさせていただきたいと思っている。

委員 難しいのはよくわかるが、市の予算の中で教育費が確か6.8%だった。文化財保護費が何%かと思ってネットで市のデータを見た。今年度678億の予算のうち文化財保護費は、0.093%で6,000万円くらいだった。0.093%というのは文化財に対して予算が十分に配分されていると言えるのかと思った。確かに難

しい問題である。0.093%を少し上げろというのはきっと難しい話だと思う。

1%は大きい額だが、0.1%にもなっていないなかったというのはびっくりした。

委員 もう一つ、例の大槻家の重要文化財の資料関係である。皆さんご存じだと思うが、『学問の家 大槻家の人びと』という本が吉川弘文館から出た。大変良かったと喜んでいる。こういうものが歴史関係の出版社では知らない人はいない一流の出版社から出されたということは、大変喜ばしいことだと思っている。これで全国的に研究者から一般の方々まで知ることができる手段というか、前回のマンガと合わせて、ある意味教育行政の成果の一つであったと大変喜ばしく思っていた。せっかくこういう物ができたので、一関の文化財としてこういうことをもっと利用していく方法はないものか。例えば、市のホームページを開くとこういう物が出たとか、重要文化財になったとか、目につきやすいいわゆるバナー広告的なものが、ホームページを見ても全然トップに出てこない。ということは、一関に興味を持つ全国の人達は知る術がないということ。今はほとんどの人がインターネットで情報を収集しているから、せっかくこういう資産があるのだからもう少し発信してみてもどうかと思う。関連して前にも申し上げた中里の大槻宗家関係資料の話である。分家の資料が国の重要文化財になったり、一関に対する色々な興味関心を引く材料ができた。こういう本を出していただいたということから言って、もう一つ市としては、宗家のことももう少し取り上げられないものかと思う。その一つの方法として市の指定にしてはいかがかということも申し上げた。そうすると、国の重要文化財と市の文化財そういうものが合わさって地域が一体となってこれを押し上げているのだと伝わると思う。何回も申し上げているが、私は市民の方とお話する機会がそんなになく、限られたところで話しても重要文化財指定を知らない方がほとんどである。大槻家って何だろうという話から始まる場合も多い。これでは重要文化財になった意味もないし、そういう資料が一関市にあるということも認知されない。せっかくこういう資産があるからもう少しPRできないものかと思った。その一つとして、市の文化財指定をお願いした。大槻宗家資料は市の文化財指定する価値はないとお考えか。

事務局 まず、大槻宗家の資料が一関市博物館に寄託をされている状況で、博物館に問い合わせをして、博物館から大槻さんに連絡をしたいところまでは博物館と相談をしていて、まだ大槻宗家と連絡が取れていないという状況である。動きたいとは思っているのが、まだできていない状況になっている。指定文化財に指定するためにはまず所有者の同意が必要であるので、所有者に説明をし

てどういう反応を頂けるかというところをこれからやっていきたいと思っている。文化財として指定していく価値がないとは思っていないが、一関市というふうに考えると、大槻家というよりは大肝入である家といった事が理由として考えられる。しかし、大槻宗家には大肝入文書という、大肝入を務めていたから残った資料が少ない状況なので、どのように指定理由を考えるかということが少し検討課題と考えている。

委員 私は少し考え方が違う。いわゆる大肝入というのは宗家の大槻のアイデンティティである。大肝入でもあり、江戸分家の例の3人の本家だということ、それから仙台の養賢堂学頭をした平泉、習斎、ここらが本家であり、蘭学者、漢学者、国語学者、養賢堂学頭、大肝入、それを含んでいるのが大槻家。とんでもない家である。私は個人や家の顕彰には積極的に支持する立場ではないが、事実から言えばそういうところ、つまり、歴史的文化的に見て、一関市としてこれは文化財の立場で指定し、そして市民にそれを還元する。市民の文化的な根っこを強くしていく意味では格好の物ではないかと思う。充分に一関市の文化財として指定していく価値がある。指定していく意味というのは、保存、永久保存する手段であるから、逆に言えば、永久保存しなければいけないということである。それをする価値があると思ったので、文化財課に「精査して本当の価値判断をしてください。」と言った。それを認めた場合には速やかに指定に進むようお願いした。先ほど所蔵者の方の承諾というのがあったが、こちらのきちんとした正確な把握や評価なしに承諾など得られるわけがない。現物を見られる立場にある教育委員会、博物館に「実際にきちんと見て判断をして評価してください。」とお願ひした。その上で、所蔵者に対して、この資料はこれだけの価値があつて、地域の皆さんの為にあるいは地域の将来の為にこれだけ役立つものだという説得力が出てくる。分家の資料が国の重要文化財、しかもそれを支えていた本家の資料がある。それをまず確認して評価して早く対応すべきではないかと思うが、その辺いかがか。所蔵者の承諾というのは、これは所蔵者の方にとっては重要な問題であるが、文化財の保護という立場から言えば次の問題であると考えている。

事務局 まず、私は大槻宗家の方とお会いしたことがないので、まず調査をさせていただきますというところから始まるかと思うので、考えが違うということではないと思っている。精査する際には個人的には委員にもご協力いただきたいと思いますと思っているところである。

委員 協力はやぶさかではない。博物館の職員、学芸員の方たちが一番大槻家とコン

タクトをとってきた。全国の中でも大槻家の研究を一番してきた人たちがいる。市の教育委員会の職員が接触していく以外ない。研究してきた職員もあと数年で定年ではないか。この人たちが定年でいなくなったら誰が接触するのか。何度も申し上げている通り、すぐにやらないと、扱えなくなるのではないか。そういう時期である。これは意見として言わせていただく。

10 担当課 教育委員会事務局文化財課